

電子契約の導入に伴う電子契約利用の申し出について

足寄町では、令和 7 年 9 月 1 日以降に見積依頼及び指名通知等を行う案件から電子契約が可能となります。

依頼・通知中に「電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書を提出ください」といった文言が記載されます。

足寄町の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに契約手続きを行うため、基本的に足寄町が発注する契約につきましては、事業者が電子契約を希望する場合に、次のとおり「電子契約利用申出書」を提出していただくことになりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

電子契約利用申出書の提出時期について

○ 見積合わせ

- ① 見積書と同時に提出
- ② 見積依頼の通知において指定されたメールアドレスに事前に提出
- ③ 見積決定の連絡後、直ちに見積依頼の通知において指定されたメールアドレスに提出

○ 指名通知

- ① 入札時に持参、落札後に提出
- ② 指名通知において指定されたメールアドレスに事前に提出
- ③ 入札落札後に、指名通知において指定されたメールアドレスに直ちに提出

※ ③の場合は町の担当者が電子契約の希望の有無を確認したうえで、申出書を提出いただきます。

※ 電子契約利用申出書の提出がない場合は、紙での契約となります。

※ 電子契約の方法についてはホームページに掲載されている説明会資料及び動画を参照願います。

問合せ先：足寄町役場総務課財政・デジタル推進室契約担当 TEL0156-28-3850